第七十七条第一項中「千分の四・一一八一」とあるのは「千分の五・七六九一」と、「千分の五・七六九一」とあるのは「千分の四・一一八一」と、同条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十一条に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数を合算した	第七十七条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十一条に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数を合算した
第八十二条第一項中「千分の五・七六九一」とあるのは「千分の四・一一八一」と、「千分の五・七六九一」と「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「旧国家公務員共済組合員期間の月数を合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項	千分の一・一五四」と、「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項
月数を組合員期間	月数を旧国共済施行日前期間
第八十九条第一項第一号イ中「千分の五・四八一一」とあるのは「千分の四・一一八一」と、「千分の五・七六九一」と「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の五・四八一二」とあるのは「千分の五・七六九一」と、「組合員期間	同号ロ中「千分の五・四八一二」とあるのは「千分の四・一一八一」と、「千分の五・七六九一」と「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と
「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「旧国家公務員共済組合員期間が」と「千分の一・一五四」と、「旧国家公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数を合算	基準日後組合員期間の月数」と「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と

	平成十二年改正法附則第十二条第一項	と、附則第十二条第二項第二号中「千分の四・一一八一」とあるのは「千分の五・七六九一」と、「千分の五・四八一一」とあるのは「千分の四・一一八一」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の四・一一八一」とあるのは「千分の五・七六九一」とする
とする	年金である給付	法第七十二条の三から第七十二条の六まで
改正前国共済法による職域加算額	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで	法第七十二条の三（法第七十二条の六）
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項	法第七十二条の三第一項
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の六まで	法第七十二条の四（法第七十二条の六
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	法第七十二条の五（法第七十二条の六
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	法第七十二条の六

2　改正前国共済法による職域加算額に係る国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。）附則第五条第一項から第四項まで及び第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年改正政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。